

発行日：平成30年8月3日

一括有期事業を行う事業主の事務手続を簡素化します ～ 改正省令を平成31年4月1日に施行予定 ～

厚生労働大臣は、労働政策審議会に対して、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行いました。

これを受け、同審議会労働条件分科会労災保険部会で審議が行われ、妥当であるとの答申がありました。

厚生労働省は、この答申を踏まえ、省令や関係する告示などの改正作業を進め、平成31年4月1日に施行する予定です。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（概要）

「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）において、平成31年度までを取組期間とし、政府全体で行政手続コスト（行政手続に要する事業者の作業時間）を20%削減する取組を進めるとされたこと等を踏まえ、労働保険徴収法第7条の規定に基づく「有期事業の一括」に係る保険関係事務について、事業主の手続を簡素化する観点から、所要の措置を講ずるもの。

<改正概要>

1. 有期事業の一括に係る地域要件の廃止

- 一括された有期事業については、個々に労働保険の保険関係を成立させる必要はなく、労働保険料の申告・納付についても、一般の継続事業と同様に、年度更新の手続きによることとなる。
- 一方で、法律上当然に一括される有期事業は、一定の区域内で行う有期事業に限られており（以下「地域要件」という。）、当該区域以外において行われる有期事業については、個々に労働保険の保険関係を成立せざるを得ず、それぞれについて労働保険関係成立届、概算保険料及び確定保険料の申告・納付を行う必要がある。
- よって、有期事業の一括に係る地域要件を廃止し、遠隔地において行われる小規模有期事業についても一括できることとし、労働保険の保険関係に係る行政手続コストの削減を図る。（労働保険徴収則第6条第2項第4号関係）

2. 一括有期事業開始届の廃止

- 一括された有期事業については、個々に労働保険の保険関係を成立させる必要はないが、事業主は一括有期事業開始届を所轄労働基準監督署長に提出することとされている。
- 一方、一括有期事業開始届により把握される事項は、他の届出等により確認することも可能である。
- よって、一括有期事業開始届を廃止し、労働保険の保険関係に係る行政手続コストの削減を図る。（労働保険徴収則第6条第3項関係）

施行期日：平成31年4月1日（予定）